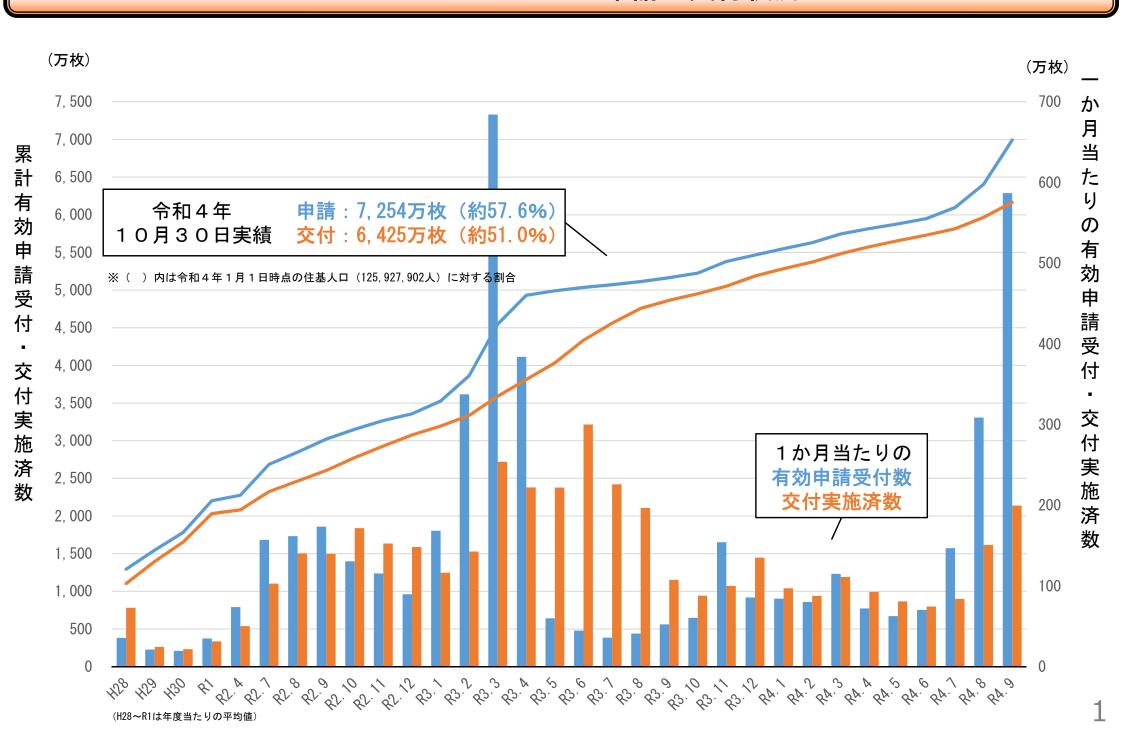
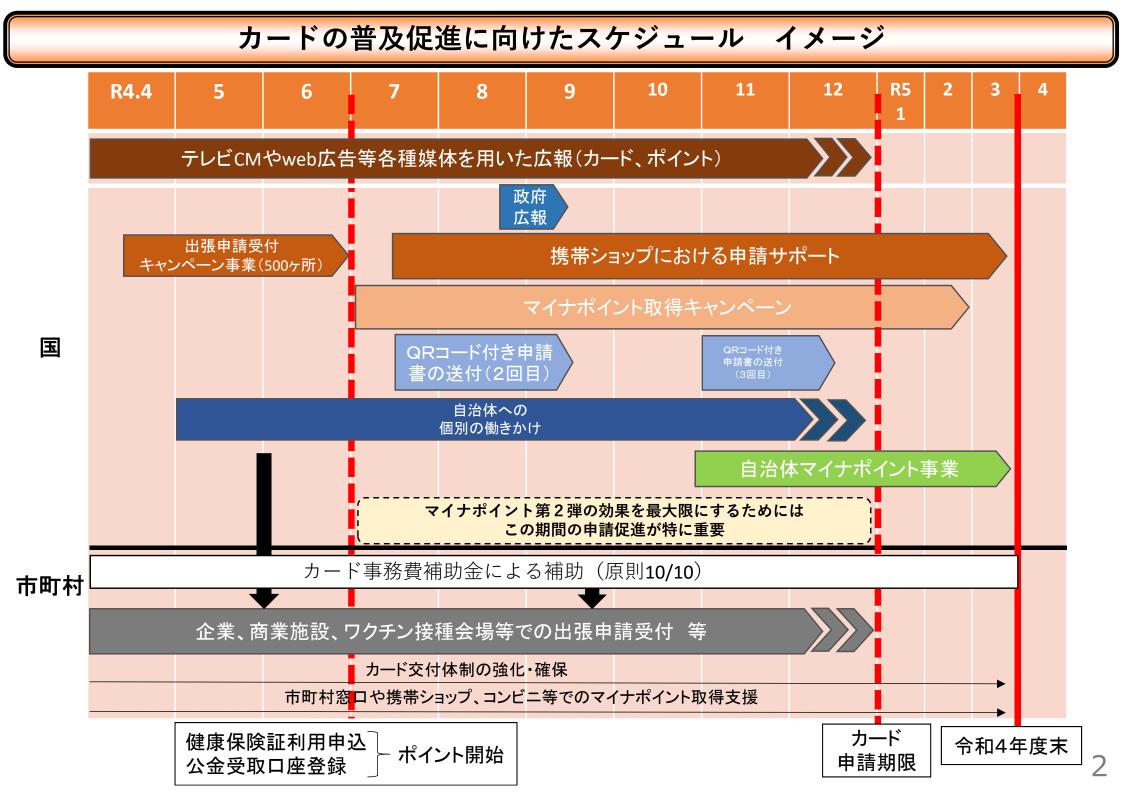


マイナンバーカードの普及促進に向けた取組について

令和4年11月2日寺田議員提出資料

マイナンバーカードの申請・交付状況





民間議員からの提言に関する考え方

資料3-1 P.2「2. マイナンバーの利活用拡大を基礎とした社会保障制度等の充実」及び P.3「(別紙)②マイナンバーに紐づいた所得等各種情報の充実」

【個人住民税の所得情報についての利活用と所得把握の早期化について】

- 個人住民税の所得情報については、既にマイナンバーとの紐付けが行われており、番号法に基づく情報連携により、 当該税情報が各種社会保障制度(※)で利用されている。これにより、従前、申請者に提出を求めていた所得証明等の 提出が原則不要となるなど、国民・住民の利便性が向上している。
 - ※ 健康保険、国民健康保険、児童手当、介護保険、職業訓練等において、利用者負担の決定や受給要件の確認等のために活用。
- 所得情報の更なる利活用については、マイナンバーの活用事務の拡大に関する検討の中で、各種制度において、 どのような情報が必要であるか、所得情報を利用する関係省庁において整理し、検討すべきもの。
- 所得把握の早期化については、各月に支払われる給与支払額に基づく源泉徴収を行っていない地方税の課税実務において、各月の給与支払情報等は必要としておらず、地方税における所得把握としては、進行中の年の各月の情報を把握する仕組みを設けることは難しい。

【固定資産税情報とマイナンバーの紐付けについて】

- 固定資産税の納税義務者情報のうちマイナンバーとの紐付けが未了のものについて、紐付けを推進することは、納税 義務者の死亡事実の早期把握による固定資産税の適切な課税や、現在検討している納税通知書の電子化にも資すると 考えている。
- そのため、地方団体に紐付けを推進するよう通知を発出したほか、システム標準化においてもマイナンバーを固定 資産税システムに取り込む機能を要件化したところであり、引き続き、こうした取組みを進めていく。